

ダライラマ 13 世二度目の亡命の意義について

日高 俊

序論

パクパとクビライが関係を結んで以降、チベットはモンゴル諸侯そして清朝へと続けて「施主－応供僧」関係に代表される仏教を基とした「緩やかな」関係を結んできたと理解されている⁽¹⁾。このような関係は、モンゴル諸侯そして清朝との関係に受け継がれてきた。そのようないわば前近代的関係の中で、チベットの「政・教」両面の地位は守られてきたと言える。しかし、このようなチベットにもダライラマ 13 世トゥブテンギャムツォ (Thub bstan rgya mtsho, 1876–1933) 時代には世界全体における「近代化」の流れが及んでくることとなった。即ち「西洋の衝撃」と、それを受けての変化の時代が訪れたのである。

チベットにおける「西洋の衝撃」としては、まず 1903–4 年のヤングハズバンド (Sir Francis Younghusband, 1863–1942) 率いるイギリス武装通商使節団のチベット侵入と、「法王」ダライラマの外モンゴルのウルガへの一度目の亡命が想起される。これに際して、近代的軍備を備えた武装使節団にチベット僧俗混成軍は惨敗し、そのラサへの侵入を許すこととなった。これが、まさにチベットにおける直接的な「西洋の衝撃」であったのである。ただし、イギリス使節団は、1904 年のラサ条約締結後すぐに帰還したため、この事件のチベットの制度への影響は深くはなかった。この「衝撃」は表面的なものとも言える。

これに対し二度目の亡命は、1909 年 12 月に一度目の亡命からラサへと帰還していたダライラマが、翌 1910 年 2 月に、通商市場の防衛を名目とした四川軍 (川軍) の侵入と、寺院への発砲などを直接の原因として、英領インドへ向かって南行したものである。この亡命は、1911 年の辛亥革命勃発を受けての駐藏軍の混乱、チベット人蜂起を経て、全中国人官吏・兵士が追放された所で、1913 年 1 月にダライラマが帰還するまで続いた。

本論文においては、この二度目の亡命について論じる。今回この事件を取り扱うのは、まずその研究数そのものが少ないからである⁽²⁾。またその数少ない研究にしても、中国のものは、漢文史料をもとに特定の立場から書かれており⁽³⁾、一方欧米のものも、英語資料を用いたイギリスとチベット・清朝 (中国)・ロシアとの外交史⁽⁴⁾が殆どであって、当時のチベットと、ダライラマの観点から書かれたものがほとんど無い⁽⁵⁾。加えて、ダライラマ政権が発した公文書などのチベット語一次史料が、現在まで殆ど公開されていないといった制約もまた存在している。

このような中で有用なチベット語史料と言えるのが、ダライラマ 13 世の伝記 (以後 *DL13*) である。この書はダライラマ 13 世の死後編纂されたものであるが、Shakabpa (1967) などの根本史料として使用されており、ダライラマの立場・考えを示す数少ない史料の一つである。

そこで本論文では、この *DLI3* に加え、ダライラマ 13 世の書簡などをもとにしてダライラマの立場・考えを浮き上がらせることとする。その上で、档案などの漢文史料をもとに清朝側の考えをも浮き上がらせる。さらに両者を対比させることによって、この亡命のチベット史における歴史的意義について考察することとする。

1 時代背景と亡命の遠因

まず、ダライラマ二度目の亡命に至るまでの時代背景について述べる。上述の通り 1904 年に、ヤングハズバンド率いるイギリス武装使節団がチベット軍を打ち破ってラサへと近づく中、ダライラマ一度目の亡命が行われることとなった。

この亡命は当初、当時チベットに接近していた帝政ロシアを恃んで、その影響下にあったウルガに向けて行われた。しかし、亡命後帝政ロシアは血の日曜日事件の勃発、更には日露戦争の敗北で急速に力を失っていった。

ダライラマはこれを受けて改めて清朝の庇護を受けるべく北京へと赴き、そこにおいて西太后、光緒帝らと会見した。これについては *DLI3* (90a6-b1) に、チベットの政・教に新しく変革することはないとの良い命令などの利益を得たと記述されている。

その一方、清朝朝廷においては 1901 年（光緒二十七年）以降その最後の近代化運動である清末新政が開始されていた。この運動はそれまでの改革運動以上に抜本的な改革を目指したものであった。モンゴル、ウイグルなどの「藩部」に対しては、1906 年（光緒三十二年）の藩部の事務統括機関である理藩院を理藩部へと改定するなどの政策が行われ、その結果清朝の統治も強まりを見せ、そしてそれはチベットにも及ぶこととなったのである。

それはより中国本土に近く、土司によって治められていた東チベット・カム（Kham）地方において、激しく行われた。その中心人物は隣接する四川の実力者で、清朝とチベットの境界地域を取り扱う川滇邊務大臣となった趙爾豊（1845-1911、漢軍正藍旗人）である。彼は土司の領土を清朝の直轄地に組み込む「改土歸流」政策を積極的に行った他、政策に反発する地方諸勢力に対して徹底的な武力弾圧を行った。その弾圧は土司と同じく独自の領土を持ち、反発の精神的・物理的な支えともなったチベット仏教各寺院にも及び、僧侶の殺害・寺院の掠奪が行われることとなった（*DLI3*, 90b1-5）。

趙爾豊がこのような苛烈な強硬策を取り続けていたのにもかかわらず、清朝朝廷は彼を 1908 年 3 月 6 日（光緒三十四年二月四日）に、新たに駐藏辦事大臣へと任命した（『徳宗實録』巻 587、頁 3 上）⁽⁶⁾。このことは、彼の取った強硬策が暗黙であれ清朝の了解を得たものであったことを示唆している。これに対し、チベット側は、「略奪者」趙爾豊が駐藏辦事大臣になることに強く反発した。

DLI3 には、チベット側が清朝皇帝に趙爾豊の非を報告し続けたことと、それにより皇帝から「川蔵の境界の仕事以外、チベットの権利に関与することは許されない」旨の返事が得られたことが示されている（*DLI3*, 90b5-91a3）⁽⁷⁾。

チベット側の反応を清朝朝廷が問題視していたことは、『徳宗實録』（巻 595、頁 11 下-12

上、光緒三十四年八月丁丑（1908 年 9 月 19 日）頃）などに示されており、確かである。また、趙爾豊が 1909 年 2 月 17 日（宣統元年正月二十七日）に駐藏辦事大臣の職を解除された（『川档』1156）のもこれを受けてのものと考えられる。

とはいえ、この辞任もまた結局は名目上のものに過ぎなかった。それは趙爾豊が、依然として川滇邊務大臣、そして四川の実力者として強い影響力を持ち続けていたからである。そうである以上、彼によるカムの清朝への組み込み政策もまた止まるはずもなかった。

一方、中央チベットにおいても、1906 年の駐藏幫辦大臣張蔭棠（1864–1937、広東南海人）、趙爾豊が駐藏辦事大臣聯豫（不明、満州正黄旗人）らの相次ぐ赴任とともに改革運動が開始された。この改革運動は、チベットのほぼ全分野に置ける改革を目指したものであった⁽⁸⁾。しかし、それはチベットを清朝のより強い影響下に置くことを目指したのもでもあり⁽⁹⁾、ダライラマ側にとって望ましいものではなかった。そのことは上述の通り、チベットの政・教を変革しないとする命令をダライラマ側が評価していることから明らかである。

このようにチベット側の反発が高まるに至り、清朝側は川軍のチベット入りを目するようになった。この理論的裏付けとなったのが、1908 年にカルカッタにて締結されたチベット通商規定の、チベットにおける通商市場の護衛を清朝軍が行うという第 12 条項であった⁽¹⁰⁾。なお、かくして川軍部隊が派遣されることが決定し、光緒三十四年五月（1908 年 5 月 30 日–6 月 28 日）には鍾穎（1899（90？）–1915、正黄旗人）率いる先遣部隊がラサへ向かうことが奏された（『川档』188–89）。そして、宣統元年六月二十六日（1909 年 8 月 11 日）にこの部隊がチャムド経由でラサに向けて出発することとなったのである（『川档』386–87）⁽¹¹⁾。

これに対し DL13（91a3–6）では、川軍のチベット侵入について、二つの理由を挙げている。その第一は清朝皇帝に対する、張蔭棠の欺瞞である。ここからは、改革の推進者の一人張蔭棠に対する不信を読み取ることができよう。しかし、一方で派遣を承認した清朝皇帝の非は追及されておらず、ダライラマが皇帝との関係を軽視していなかったことも伺える。第二は、「条約」である。ここにおいて「条約」は勝手に結ばれ、軍隊派遣の原因となったものとされている。この段階では、チベットにとって「条約」は押し付けられる「悪しき」ものだったのである。

2 亡命

このように対立が深まる中、1909 年 12 月 21 日（宣統元年十一月九日）にダライラマはラサへと帰還することとなった。この段階でダライラマは、ラサへの帰還中にアムド（Amdo）のクンブム（sKu 'bum）に滞在した際、カムでの川軍のチベット寺院の破壊についての記述の後に、

…その後に北京金の都で皇帝と西太后に会った時に〔皇帝の〕先祖が歴代に渡って増上縁（資財）を与えた意味の通りに、教を保持し守り大切にしなければならないとの生（直接）の命令が下されたので、大皇帝も悲心を捨てることは有り得ない。間の（に入

—ダライラマ 13 世二度目の亡命の意義について—

る)〔悪い〕中国の大臣からの行い〔も〕ない状況になったのであなたたちも恐れ忌む必要はない… (KCG, 68b7-69a4)

とする内容の手紙をガルタル (mGar thar) 寺に送っており、ここから趙爾豐、聯豫らに対する不信感こそあれ、皇帝に対する戦意は持っていなかったと思われる。

一方、ダライラマ帰還に対し、聯豫側は大いに危機感を強めた。この危機感については、ダライラマ亡命後の宣統二年二月二十日 (1910 年 3 月 30 日) に出された聯豫の奏文に最もよく示されている。

ラサに五層の楼があります。…当該のすでに罷免したダライは兵千余人を整えて、その中に駐屯させ、楼上に〔チベット仏教の象徴である〕獅子形の大旗を立てました。藏中にまた私に造幣廠を設けており、〔その中で〕鑄造させていた銀錢・銅圓には両面に模様がありました。勝手に従前の制度を改め、獅子の形の〔錢〕を鑄造しました。また拉薩市中に番兵を編成しました、名は警察としていましたが、実際は〔それを〕もって漢人の動きを見通そうとしたものでした。全てのチベット商人の全員が漢人と交易することを禁じました、米糧柴草 (食料・燃料) の、全てに制限を加えました、その他の慣例の公事についても、出来得る限り私に反対しました、それは我々の主権の腕前を奪うに明らかであります (『奏牘』1537 上)。

このように聯豫はダライラマが帰還後に行った行動を示し、清朝の主権を奪うものとして危険視している⁽¹²⁾。これらの行動のうち造幣については、確かに宣統元年 (1909 年) にチベット文字が印された二種類の硬貨が発行されており、その内一種は獅子形の模様が刻まれたものである。しかし、以前にもチベット文字が印された銀貨が存在し⁽¹³⁾、警備兵の編成なども、それまでの曖昧な清朝-チベット関係においては、ダライラマの「政・教双方の権限」として認められてきたものであった。

しかし、聯豫はその行動に対して、清朝の「主権」に反するものとし、それを危険視した。これはチベットを清朝の近代的「主権」下に置くという彼の考えが、それまでの清朝-チベット関係と矛盾したものであったことを示していると言える。聯豫と彼の考える「主権」の考えこそ旧来の関係によって保障されていたダライラマの権限と対立していくものだったのである。

このような状況では、チベット側からの川軍の撤退要求など聞き入れられるはずはなかった。かくして、川軍は略奪を行いながら、ラサのすぐ近くへとやってくることとなったのである。その中で、平和的解決にむけての努力も無かったわけではなかった。1910 年 2 月 11 日 (宣統二年正月二日)、ダライラマと駐藏幫辦大臣温宗堯 (不明、広東人)、ネパール代表らとの和平交渉が開始されたのである。この交渉の結果、温宗堯側からダライラマの政教双方の権限持続と、中国軍がチベット内で騒動を起こさないとの文書が送られた。しかし、DL13 (91a6-b6) では、この文書も結局は中国側の実際の行動と一致しなかったとされている。

これについて聯豫は、上述の奏文中に、この同意が対等の国同士の「条約」の形をとっており、本来「属地」であるチベットがそのような「条約」を結ぶことは許されないので、その部分を改め、温宗堯一人の押印で出させたとしている（『奏牘』1537下）。これまで観てきたように聯豫は、チベットが清朝「主権」下の「属地」であるべきだという考えを明確に持っており、この温宗堯の文書はその考えに反するものであった。文書の不履行は、それが故であったと言える。あくまでも「主権」に拘る聯豫の姿勢により、和平の可能性もまた閉ざされることとなったのである。

そしてその矛盾は、和平交渉の失敗を受け、軍事行動によって強制的に解決されることとなった。翌12日（三日）に鍾穎を隊長とする川軍が、ラサへと侵入することとなったのである。彼らは、ポタラ宮ばかりでなく、ジョカン寺にまで発砲した（DL13, 91b4-6）。このようにしてチベット仏教の中心であるラサは、その「施主」であるはずの清朝が放った川軍によって、蹂躪されることとなった。

状況が緊迫の度合いを増す中で、聯豫側より最終回答の文書がダライラマのもとに届けられた。DL13 (91b6-92a1) によれば、この文書は「政・教」の権限の内、宗教事務の権限のみをダライラマに残すという内容のものであった。それは即ちダライラマの「政治」に対する権利を奪い、それを清朝側が行うということを暗に示すものであったのである。

チベットにおける「主権」の確保を目指す聯豫と清朝にとって、政・教を分離し、教権をダライラマが、政権を清朝が取るという形は現実的な案であった⁽¹⁴⁾。しかしそれは、チベットにおける「政・教双方での権限」の保持を求めるダライラマにとっては、到底認められるものではなかった。両者の矛盾は、最終段階においても解決されることはなかったのである。かくして、ダライラマは亡命を選択し、その日の夜にラサを離れることとなった。DL13において、ダライラマがラサを離れる目的を「北京の皇帝に事情を申し上げに行く」（DL13, 92a2）としていたとされていることは注目に値する⁽¹⁵⁾。彼は少なくとも表面的には、清朝皇帝との関係を放棄することはなかった⁽¹⁶⁾。この状況に至っても彼は自身のチベットにおける「政・教双方の権限」の主張と、清朝皇帝との関係とが完全に矛盾するものとは考えていなかったと見られるのである。

3 亡命直後の状況

亡命の途についたダライラマは、シャルシーマ (Shar sil ma) [ヤトゥン (Yatung)] にてイギリスの通商事務官マクドナルド (David Macdonald, 1870-1962) と面会してイギリスの保護を求め、これに対しマクドナルドは歓迎と保護要請の受け入れの意を示した (Macdonald 1932, 65)。

その後彼は、シッキムを経てカリンポン (Kalimpong; Ka ling spug) に向かい、そこに1週間滞在した。その最中の1910年2月25日（宣統二年正月十六日）、清朝とダライラマとの関係が決定的に破綻する事件が起こった。清朝皇帝によりダライラマの廃位と新ダライラマ選定開始の通告が出されたのである⁽¹⁷⁾。この通告はすぐにイギリス側にも伝えられ

(BPP, No. 322)、インドの新聞にも掲載された (Shakabpa 1967, 230)。ダライラマ側は、この通告に加えて、自らが送った報告も無視され続けたこともあり、いよいよ聯豫らのとった政策が清朝全体の意思でもあることを確信することとなった (DL13, 93a6-b4)。それにより、「施主」清朝皇帝への信頼もまた失われることとなった。1910 年 9 月にラサへの帰還を求める清朝の使者に対する手紙の中でダライラマは、清朝とチベットが以前と同様の関係を保つのは不可能としている (Shakabpa 1976, 236)。ここにおいて「施主—応供僧」関係に象徴される清朝との関係によって守られてきた「チベット」の地位は、大きな転機を迎えたのである。

一方、ダライラマを保護することとなったイギリスは、チベットの混乱が周辺に波及することへの清朝側に懸念を表明した。更にチベットのダライラマを変えることは、チベットの政治体制を変えないことを示したラサ条約、英清北京条約双方に違反するとして圧力をかけた (BPP, Enclosure 2 in No. 340)。これを受けて清朝側は、増援の派遣などを停止せざるを得なかった。かくして、「施主—応供僧」関係に基づいた皇帝への要求によっては全く止まることの無かった清朝軍のラサ入りは、イギリスによる軍事力を背景とした清朝への近代的「条約」の遵守要求によって停止することとなった。

この後ダライラマはダージリン (Darjiling; rDo rje gling) へと向かい、そこで、イギリス政府から歓待を受けた。これによってダライラマは、イギリスとの友好関係を強めてゆくこととなった。DL13 では、

昔日の法敵、外国 (イギリス) と言うドォ・トルマ・ドク (mdos gtor bzlog, すべて厄払いの儀式) 三つで主要な敵となった彼ら自身 (イギリス) も今や〔ダライラマを〕尊敬する友人と施主の形としてあらわれた (DL13, 93a6-94a3)。

としている。この記述においてはイギリスも、かつての清朝と同じく「施主」として示された。しかし、その前には、「友人」という表現もまた加えられている。チベットにとってイギリスは「施主」である前に「友人」であったのである。このことは、清朝と結ばれたような「施主—応供僧」関係が、そのままの形でイギリスとの関係に移行しなかったことを指し示している。「施主—応供僧」関係などのチベット仏教を基とした外交関係はここに変革の時期を迎えたのである。

結論

ダライラマ二度目の亡命は、自らが「近代化」を進める中でそれまでの「緩やかな」関係を放棄し、チベットをより強い政治的「主権」下に組み換えようとする清朝と、従来の「政・教双方の権限」を求めるダライラマとの、矛盾の結果として起こったものであった。清朝側、特に聯豫は、「政・教双方の権限」を求めるダライラマの存在を、自身がチベットに及ぼそうとする近代的な「主権」に反するものと考えた。清朝にとってチベットの存在は、自己の「主権」下に入るものであり、ダライラマの「政・教」、特に政治の権限はそれに抵触す

るものとされたのである。そうである以上両者の関係は川軍の侵入と、それによるダライラマの亡命と言う形にしか帰結しないものであった。

その一方で、ダライラマは表面的であったにせよ、清朝皇帝との関係を 1910 年 2 月 25 日の事件まで断つことはなかった。私はこのことから、この時点までダライラマが自らの「政・教双方の権限」と、清朝皇帝との「施主—応供僧」関係とを矛盾しないものと見ていたと考える。そうであるが故に、ダライラマは表面的であれ、その関係を壊す清朝の行為を、皇帝が「騙されて」行ったものと考え、皇帝と直接話して平和裏に問題を解決する可能性を捨て去ってはいなかったと考えるのである。

しかし、清朝側がダライラマ廃位を決め、新ダライラマ選定を開始するに及んで、ダライラマは改めてその関係の破綻に気付かされることとなった。そしてそれは、それまでの「施主—応供僧」などのチベット仏教世界の論理に基づいた「緩やかな」関係の、「近代」における限界を呈示するものでもあった。強力な軍隊を持たないチベットにとって、その関係は自らの地位保全のための命脈であった。

ダライラマ二度目の亡命は、「近代」化を目指す清朝が放った川軍が、軍事的衝撃を与えた結果起こった事件であるという点において、「衝撃」であった。しかし、それ以上に、その命脈の関係が清朝の「近代化」運動によって組み替えを迫られ、それを受けてチベット側もその関係の「近代」における限界に気付かされたという 2 点において、より深い「近代」の衝撃、即ち「西洋の衝撃」であったのである。この「衝撃」後、ダライラマは「政・教双方の権限」を保持するために、新しい関係の構築を模索し始めることとなった。

その際新たな「関係」として見出されていったのが、まさに近代的「条約」による関係であった。チベットにとってそれまでの「条約」とは、清朝によって勝手に結ばれたもの、或いは武力によって強制的に結ばされたものであり、彼らが望んで結んだものではなかった。しかし、かつての「施主」であった清朝の崩壊後⁽¹⁸⁾、ラサへ帰還し「独立宣言」を發布したダライラマは「国家」として、チベット—モンゴル「条約」やシムラ「条約」に積極的に関わり、「政・教双方の権限」を守ろうとしていくのである。

史料・略号表

チベット語史料

- DL13 Byams pa tshul khriims. *Lhar bcas srid zhi'i gtsug rgyan gong sa rgyal ba'i dbang po bka' drin mtshungs med sku phreng bcu gsum pa chen po'i rnam par thar pa rgya mtsho lta bu las mdo tsam brjod pa ngo mtshar rin po che'i phreng ba zhes bya ba'i glegs bam smad cha*. In *The Collected Works of Dalai Lama XIII*. Ed. Lokesh Candra. (Śatapiṭaka Series Vol. 288a). Vol. 7 (kha). New Delhi: International Academy of Indian Culture, 1982.
- KCG Thub bstan rgya mtsho (1876–1933). *Kun gzigs paṇ chen thams cad mkhyen pa sogs mchog dman rnams la gnang ba'i chab shog gi rim pa phyogs gcig tu bkod pa*. In *The Collected Works of Dalai Lama XIII*. Ed. Lokesh Candra. (Śatapiṭaka Series Vol. 287). Vol. 5 (pi). New Delhi: International Academy of Indian Culture, 1981.

——ダライラマ 13 世二度目の亡命の意義について——

漢文史料

『徳宗實録』 『徳宗景皇帝實録』 北京、中華書局、1987。

『宣統政紀』 北京、中華書局、1987。

『川檔』 四川省民族研究所編『清末川滇邊務档案資料』 北京、中華書局、1989。

『奏牘』 西藏社會科學院西藏學漢文文獻編輯室編『清代藏事奏牘』 下（西藏學漢文文獻匯刻第三輯）、北京、中国藏学出版社、1994。

英語史料

BPP *Further Papers Relating to Tibet. In British Parliamentary Papers*, 1910.

文献表

日本・中国文

石濱 裕美子

2001 『チベット仏教世界の歴史的研究』 東方書店。

喜饒尼瑪

2000 『近代藏事研究』 拉薩、西藏人民出版社・上海書店出版社。

小林 亮介

2004 「19 世紀末、カム統治をめぐる清朝とダライラマ政庁——四川総督鹿傳霖のニャロン回収案を中心に」『社会文化史学』46、pp. 15-40。

周 源

2000 「十三世達賴喇嘛逃亡英属印度事件考辨」『清史研究』2000 年 4 期、pp. 90-97。

肖 懷遠 編著

1985 『西藏地方貨幣史』 北京、民族出版社。

鈴木 中正

1962 『チベットをめぐる中印関係史——十八世紀中頃から十九世紀中頃まで』 一橋書房。

玉井 陽子

2001 「一九〇四年ラサ条約交渉における駐藏大臣の役割——ダライラマ政庁との関係を中心に」『中央大学アジア史研究』25、pp. 63-78。

日高 俊

2006 「ダライラマ 13 世 2 度目の亡命後のラサ周辺政治情勢——セラ寺攻撃までを中心に——」『東洋史苑』67、pp. 1-28。

——ダライラマ 13 世二度目の亡命の意義について——

平野 聡

2004 『清帝国とチベット問題——多民族統合の成立と瓦解』名古屋大学出版会。

馮 明珠

1996 『近代中英西藏交渉與川藏邊情——從廓爾喀之役到華盛頓會議』台北、國立故宮博物院。

光嶋 督

1986 「清末民初のチベット動乱について」『国土館大学教養論集』22、pp. 11-28。

1987 「清末四川軍の入蔵と西康省設置問題」『国土館大学教養論集』24、pp. 1-14。

欧文

Lamb, Alastair.

1986 *British India and Tibet, 1766-1910*. London: Routledge & Kegan Paul.

Macdonald, David.

1932 *Twenty Years in Tibet*. Gurgaon: Vintage books, 1991. (First published, Philadelphia: J. B. Lippincott Co.)

Shakabpa, W. D.

1967 *Tibet: a Political history*. New Haven: Yale University Press.

注

- (1) チベットと清朝の関係について、チベット仏教に言われる財を施す施主と法を施す応供僧の関係であったとする「施主-応供僧」関係論を提示したのが鈴木 (1962) である。石濱 (2001) は、それを発展させて、モンゴル・チベット・満州の三者の関係において「仏教による政治」理念が共有されていたとし、その場を「チベット仏教世界」とする論を提示した。一方、平野 (2004) は、清朝から見て、その関係は「文化世界」の承認と、武力による版図統合の両面による「統合」であったとした。両者はその関係を対等の「関係」とみるか清朝優位の「統合」と見るかによって対立しているが、その関係を「緩やかな」関係であったと見る点では一致している。
- (2) 日本の研究としては、台湾の档案史料をまとめたものである光嶋 (1986; 1987) が見られるものの、概論に留まっている。また、ヤングハズバンドの遠征について論じた玉井 (2001)、19 世紀末のカム・ニャロンを巡る清朝とダライラマ政庁との交渉を取り扱った小林 (2004) などがある。
- (3) 亡命の原因を清朝が進めた「政教分離」「収回治権」改革に対するダライラマの「叛心」に求める周 (2000) など。なお、馮 (1996) など台湾の比較的客観的な研究もあるが、ほとんどこの事件には触れられていない。
- (4) Lamb (1986) など。
- (5) Shakabpa (1967) が最もその立場を代弁しているものと言えるが、この書も特殊な政治的状況

—ダライラマ 13 世二度目の亡命の意義について—

で書かれたものであり、完全に当時の立場に立ったものとは言いがたい。

- (6) 光緒三十四年二月六日（1908 年 3 月 8 日）に趙爾豊が軍機処に送った档案にも同内容の記述が見られる（『川档』159）。ただし、彼の任命中も聯豫は駐藏辦事大臣としてラサにて任官中であつた。
- (7) なお、チベット側の報告は、漢訳が『川档』（214-216）にある。
- (8) 張蔭棠はチベットの政治機関として交渉、巡警、督練、鹽茶、財政、工商、路礦、学務、農業の九局を設立する計画を立てていた（馮 1996, 185-208）。
- (9) 彼らの改革は、チベット文化の否定、儒教的な道徳や漢字教育の押し付けなども含むものであつた。現代中国のチベット人研究者喜饒尼瑪はこれらを挙げて、それを「大民族主義的民族圧迫政策」と称している（喜饒尼瑪 2000, 53-55）。
- (10) 条約の締結には、チベット側代表者も出席していた。しかし、彼がチベット政府側に諮ることが無かった為、政府側はこれが自らの同意なしに結ばれたものと主張した（Shakabpa 1976, 220）。
- (11) 川軍のチベット入りについては、光嵐（1986; 1987）参照。
- (12) 聯豫は、亡命前の宣統元年十一月戊申（1909 年 12 月 14 日）奏文において、すでにダライラマを「自立」してイギリスとの直接交渉を企む存在として警戒感を露にしている（『宣統政紀』巻 25 頁 19 下-20 上）。
- (13) チベットにおける造幣については、肖（1985）に詳しい。
- (14) この案はすでに光緒三十一年十二月十三日（1906 年 1 月 7 日）に張蔭棠が提示している（『奏牘』1304 下）。
- (15) 聯豫と温宗堯が宣統二年正月十一日（1910 年 2 月 20 日）に軍機処に出した奏文中にも、恐らくは嘘であるとされながらも、ダライラマが北京に行くと言っていたとされている（『川档』536）。
- (16) 1910 年 3 月 14 日にインド総督ミントー卿となされた会談においても、ダライラマは自らと皇帝・皇太后との約束が駐藏大臣によって無視されたとし、皇帝ではなく駐藏大臣を批判している（BPP, No. 337）。
- (17) 『宣統政紀』巻 30、頁 1 上-3 上、宣統二年正月辛酉（1910 年 2 月 25 日）項などにその記述が見られる。なお、このような「称号剥奪」は一度目の亡命時にもなされたが、ダライラマが北京に向かったこともあり、撤回されている。
- (18) なお、亡命後、清朝側とチベット側が全面衝突に至るまでのラサ周辺の政治情勢については、拙稿（日高 2006）にて論じた。

謝辞

本論文の作成にあたり、荒牧典俊先生、白館戒雲先生、三宅伸一郎先生の御教示を頂いた。ここに記して謝す。